

教育長専決に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

1 専決処分内容

以下の規則・規程の一部改正等

- ①地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(次の3規則を一括改正する規則)の制定

- ・ 指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則
- ・ 石川県立学校教職員の人事評価に関する規則
- ・ 石川県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正

- ②石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正

- ③石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の一部改正

- ④石川県公立学校職員旅費取扱規程の一部改正

- ⑤石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部改正

2 専決処分日

令和2年3月31日

3 施行年月日

令和2年4月1日

## 教育委員会規則等の一部改正に係る専決処分の報告について

1	専決概要	1
2	専決した規則等	
	①地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	2
	・ 指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則	3
	・ 石川県立学校教職員の人事評価に関する規則	4
	・ 石川縣市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正	5
	②石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	6
	③石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の一部改正	8
	④石川県公立学校職員旅費取扱規程の一部改正	11
	⑤石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部改正	14

# 専 決 概 要

## 1 改正した規定及び改正内容等

### ①地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(次の3規則を一括改正する規則)の制定

- ・ 指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則
- ・ 石川県立学校教職員の人事評価に関する規則
- ・ 石川県市町立学校教職員の人事評価に関する規則

→任期付採用された教諭等について、臨時的任用や非常勤の教諭等と同様に、指導力不足認定や人事評価の対象外とするもの

### ②石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正

→臨時的任用、任期付採用、非常勤の教職員等の任免について教職員課長又は教育事務所長の専決事項とするもの

### ③石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の一部改正

### ④石川県公立学校職員旅費取扱規程の一部改正

→会計年度任用職員制度の導入に伴い、賃金の額が日額で定められている職員の日当、宿泊料、日額旅費の額を正規職員の8割相当に制限していた規定を廃止し、正規職員と同等とするもの

### ⑤石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部改正

→会計年度任用職員(週 29 時間未満勤務の者を除く)について、正規職員と同様、健康管理規程の対象とするもの

## 2 施行年月日

令和 2 年 4 月 1 日

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

石川県教育委員会規則第三号

石川県教育委員会

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則の一部改正)

第一条 指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則(平成二十年石川県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「臨時的に任用された」を「並びに臨時的任用又は任期付採用の」に改める。

(石川県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第二条 石川県立学校教職員の人事評価に関する規則(平成二十四年石川県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「された」を「され、又は任期付で採用された」に改める。

(石川県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第三条 石川県市町立学校教職員の人事評価に関する規則(平成二十四年石川県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「された」を「され、又は任期付で採用された」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 教諭等 石川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が任命する公立学校に勤務する職員で、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び講師（条件附採用期間中の者並びに臨時的任用又は任期付採用の者及び非常勤の者を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)            第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 教諭等 石川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が任命する公立学校に勤務する職員で、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び講師（条件附採用期間中の者、臨時的に任用された者及び非常勤の者を除く。）をいう。</p>

改正案	現行
<p>（人事評価実施の除外）</p> <p>第三条 人事評価は、次に掲げる教職員には実施しない。</p> <p>一 非常勤職員（石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用され、又は任期付で採用された職員</p>	<p>（人事評価実施の除外）</p> <p>第三条 人事評価は、次に掲げる教職員には実施しない。</p> <p>一 非常勤職員（石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員</p>

改正案	現行
<p>（人事評価実施の除外）</p> <p>第三条 人事評価は、次に掲げる教職員には実施しない。</p> <p>一 非常勤職員（石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員</p>	<p>（人事評価実施の除外）</p> <p>第三条 人事評価は、次に掲げる教職員には実施しない。</p> <p>一 非常勤職員（石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員</p>

石川県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

別表第2本庁の課長の個別的専決事項の表教職員課長の項第1号中「非常勤講師及び技芸教師の任免」を「臨時的任用若しくは任期付の教職員、非常勤の教職員又は嘱託職員及び技芸教師の任免（庶務課が所掌する職員及び）」に改める。

別表第4出先機関等の長の個別的専決事項の表教育事務所長の項第6号中「の教職員、非常勤講師」を「若しくは任期付の教職員、非常勤の教職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。



改正案	現行
<p>別表第二（第十四条関係） 本庁の課長の個別的専決事項 教職員課長</p> <p>1 臨時的任用若しくは任期付の教職員、非常勤の教職員又は嘱託職員及び技芸教師の任免（庶務課が所掌する職員及び教育事務所長の専決事項に係るものを除く。）</p> <p>2～6 略</p> <p>別表第四（第十四条関係） 出先機関等の長の個別的専決事項 教育事務所長</p> <p>1～5 略</p> <p>6 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の臨時的任用若しくは任期付の教職員、非常勤の教職員又は嘱託職員の任免</p> <p>7 略</p>	<p>別表第二（第十四条関係） 本庁の課長の個別的専決事項 教職員課長</p> <p>1 非常勤講師及び技芸教師の任免（教育事務所長の専決事項に係るものを除く。）</p> <p>2～6 略</p> <p>別表第四（第十四条関係） 出先機関等の長の個別的専決事項 教育事務所長</p> <p>1～5 略</p> <p>6 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の臨時的任用の教職員、非常勤講師又は嘱託職員の任免</p> <p>7 略</p>

石川県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川県教育委員会

第1条中「により、」を「により」に、「及び臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償支給条例」を「、臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第2条中「者及び」を「者、」に改め、「第3条に規定する技能労務職給料表」を削り、「第3条第1項第2号」の次に「及び第2項」を、「採用された者」の次に「並びに石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第13号）又は会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則（令和2年石川県規則第14号）の適用を受ける者」を加える。

第9条を削る。

第10条第5号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和四十一年石川県教育委員会訓令第三号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 石川県職員等の旅費に関する条例(昭和29年石川県条例第4号。以下「条例」という。)の規定により石川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)及び石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第8条の2、第9条、第11条及び第14条に規定する職員の旅費に関し石川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が知事又は石川県人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議して定める事項、<u>臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年石川県条例第33号)の規定により費用弁償について知事と協議して定める事項その他旅費の取扱い</u>については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(条例の適用方法)</p> <p>第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年石川県条例第30号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用を受ける者、<u>石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和35年石川県規則第59号)</u>の適用を受ける者、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成17年石川県条例第9号)第3条第1項第2号及び第2項の規定により任期を定めて採用された者並びに石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例(令和元年石川県条例第13号)又は会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則(令和2年石川県規則第14号)の適用を受ける者については、これらの者に行政職給料表が適用されるものとみなして、条例の規定を適用する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(調整)</p> <p>第9条 条例第40条第2項の規定に基づき、次の各号に該当する</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 石川県職員等の旅費に関する条例(昭和29年石川県条例第4号。以下「条例」という。)の規定により、石川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)及び石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第8条の2、第9条、第11条及び第14条に規定する職員の旅費に関し石川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が知事又は石川県人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議して定める事項及び<u>臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和32年石川県条例第33号)の規定により、費用弁償について知事と協議して定める事項その他旅費の取扱い</u>については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(条例の適用方法)</p> <p>第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年石川県条例第30号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用を受ける者及び石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和35年石川県規則第59号)第3条に規定する技能労務職給料表の適用を受ける者及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成17年石川県条例第9号)第3条第1項第2号_____の規定により任期を定めて採用された者_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____については、これらの者に行政職給料表が適用されるものとみなして、条例の規定を適用する。</p> <p>(支給制限)</p> <p>第9条 条例第30条第5項の規定により、賃金の額が日額で定められている者の旅費の額は、日当、宿泊料及び日額旅費については、行政職給料表が適用される者の定額の8割に相当する額とする。</p> <p>(調整)</p> <p>第10条 条例第40条第2項の規定に基づき、次の各号に該当する</p>

場合には、当該各号に定める基準によつて旅費の支給を調整する。

(1)～(4) 略

(5) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)に規定する療養補償、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)に規定する療養の給付若しくはこれらに類する補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の 2 分の 1 に相当する額を支給しない。

(6) 略

第 10 条 略

場合には、当該各号に定める基準によつて旅費の支給を調整する。

(1)～(4) 略

(5) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)に規定する療養補償、地方公務員共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)に規定する療養の給付若しくはこれらに類する補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の 2 分の 1 に相当する額を支給しない。

(6) 略

第 11 条 略

## 石川県教育委員会告示第7号

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和37年石川県教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川県教育委員会

第1条中「により、」を「により」に、「及び臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償支給条例」を「臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第2条中「昭和33年」を「昭和32年」に、「第3号」を「第1号」に改め、「第3条に規定する技能労務職給料表」を削り、「者及び」を「者、」に改め、「第3条第1項第2号」の次に「及び第2項」を、「採用された者」の次に「並びに石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第13号）又は会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則（令和2年石川県規則第14号）の適用を受ける者」を加える。

第9条第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第10条第5号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

### 附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の石川県公立学校職員旅費取扱規程の規定は、この告示の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和三十七年石川県教育委員会告示第十一号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 石川県職員等の旅費に関する条例(昭和29年石川県条例第4号。以下「条例」という。)の規定により市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員並びに石川県立学校職員の旅費に関し教育委員会が知事又は人事委員会と協議して定める事項、<u>臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年石川県条例第33号)の規定により費用弁償について教育委員会が知事と協議して定める事項その他旅費の取扱い</u>については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(条例の適用方法)</p> <p>第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年石川県条例第30号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用を受ける者、石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和35年石川県規則第59号)<u>の適用を受ける者、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成17年石川県条例第9号)第3条第1項第2号及び第2項の規定により任期を定めて採用された者並びに石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例(令和元年石川県条例第13号)又は会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則(令和2年石川県規則第14号)の適用を受ける者</u>については、これらの者に行政職給料表が適用されるものとみなして、条例の規定を適用する。</p> <p>(支給制限)</p> <p>第9条 条例第30条第5項の規定により、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準によって旅費の支給を制限する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(調整)</p> <p>第10条 条例第40条第2項の規定に基づき、次の各号に該当する</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 石川県職員等の旅費に関する条例(昭和29年石川県条例第4号。以下「条例」という。)の規定により、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員並びに石川県立学校職員の旅費に関し教育委員会が知事又は人事委員会と協議して定める事項<u>及び臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和32年石川県条例第33号)の規定により、費用弁償について教育委員会が知事と協議して定める事項その他旅費の取扱い</u>については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(条例の適用方法)</p> <p>第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年石川県条例第30号)第3条第1項第3号に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用を受ける者、石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和35年石川県規則第59号)<u>第3条に規定する技能労務職給料表の適用を受ける者及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成17年石川県条例第9号)第3条第1項第2号_____</u>の規定により任期を定めて採用された者_____</p> <p>_____については、これらの者に行政職給料表が適用されるものとみなして、条例の規定を適用する。</p> <p>(支給制限)</p> <p>第9条 条例第30条第5項の規定により、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準によって旅費の支給を制限する。</p> <p>(1) <u>賃金の額が日額で定められている者の旅費の額は、日当、宿泊料及び日額旅費については、行政職給料表が適用される者の定額の8割に相当する額とする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(調整)</p> <p>第10条 条例第40条第2項の規定に基づき、次の各号に該当する</p>

場合には、当該各号に定める基準によつて旅費の支給を調整する。

(1)～(4) 略

(5) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、労働基準法(昭和 23 年法律第 49 号)に規定する療養補償、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)に規定する療養の給付若しくはこれらに類する補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の 2 分の 1 に相当する額を支給しない。

(6) 略

場合には、当該各号に定める基準によつて旅費の支給を調整する。

(1)～(4) 略

(5) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、労働基準法(昭和 23 年法律第 49 号)に規定する療養補償、地方公務員共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)に規定する療養の給付若しくはこれらに類する補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の 2 分の 1 に相当する額を支給しない。

(6) 略

石川県教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程（昭和55年石川県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

令達先中「体育施設管理事務所」、「能楽堂」及び「武道館」を削る。

第2条中「一般職の職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間未満である者を除く。)」を加え、「同条第3項」を「法第3条第3項」に、「20日以上」を「18日以上」に改める。

第9条第4号を次のように改める。

(4) 生活習慣病健康診断

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。



○石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程（昭和55年石川県教育委員会訓令第1号） 新旧対照表

改正後（案）	現 行
<p style="text-align: right;">庁中一般 出先機関 学校以外の教育機関</p> <hr/> <hr/>	<p style="text-align: right;">庁中一般 出先機関 学校以外の教育機関 <u>体育施設管理事務所</u> <u>能楽堂</u> <u>武道館</u></p>
<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 この訓令において「職員」とは、石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第2条第1号に規定する本庁（以下「本庁」という。）、同条第2号に規定する出先機関（以下「出先機関」という。）及び同条第3号に規定する教育機関等（以下「教育機関等」という。）に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する<u>一般職の職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間未満である者を除く。）及び法第3条第3項に規定する特別職の職員のうち1月の勤務日数が18日以上である者をいう。</u></p>	<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 この訓令において「職員」とは、石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第2条第1号に規定する本庁（以下「本庁」という。）、同条第2号に規定する出先機関（以下「出先機関」という。）及び同条第3号に規定する教育機関等（以下「教育機関等」という。）に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する<u>一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員のうち1月の勤務日数が20日以上である者をいう。</u></p>
<p>第3条～第8条 （略）</p>	<p>第3条～第8条 （略）</p>
<p>第9条 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>生活習慣病健康診断</u></p> <p>(5) （略）</p>	<p>第9条 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>成人病健康診断</u></p> <p>(5) （略）</p>